

## （本号の目次）

## 1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

※今月は法令の成立はありません。書籍に関しましては、都合により次号で掲載します

## 1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

## 【民事法】

(1) 最二判平成15年2月28日判タ1127号112頁（平13（受）1061）  
法務速報23号12番で紹介済。

→

(2) 最三判平成15年3月25日判タ1127号104頁（平14（受）297）  
法務速報24号4番で紹介済

→

(3) 最二判平成15年7月18日金法1691号38頁平成13年（受）第1032号  
法務速報27号4番で紹介済

→

(4) 大阪高判平成15年3月28日金法1692号51頁平成14年（ネ）第3187号

1 相続は、破産法104条2号但書にいう「法定の原因」にあたる。  
2 相続放棄をした者はその相続に関しては初めから相続人とならなかったものとみなされるから、他の相続人が相続を放棄したことにより破産者が相続した法定相続分を超える預金債権についても、相続が破産法104条2号但書にいう「法定の原因」にあたることと同様に解することができる。破産債権者たる金融機関は、預金債権の当該部分についても破産債権と相殺をすることができる。

(5) 東京地判平成15年5月7日金法1691号47頁平成13年（ワ）第22896号

弁護士が遺言者から聴取した内容を記載した書面を公証人に送付し、公証人は同書面に基づきあらかじめ遺言の草稿を作成し、遺言者の入院病室を訪れ、同病室において、公証人が上記草稿を読み上げた後、遺言者に間違いはないか尋ねたところ、遺言者は、間違いのない旨答えたが、公証人の面前ではそれ以上遺言の内容について具体的な発言がなされなかった場合、公正証書遺言として民法969条2号が要件とする口授があったとは認められないとして、方式違反により遺言は無効である、とした事例。

## 【商事法】

(6) 最三判平成15年12月09日 最高HP 平成14年（受）第218号 保険金請求事件

火災保険契約の申込者が同契約に附帯して地震保険契約を締結するか否かの意思決定は、生命、身体等の人格的利益に関するものではなく、財産的利益に関するものであることにかんがみると、この意思決定に関し、仮に保険会社側からの情報の提供や説明に何らかの不十分、不適切な点があったとしても、特段の事情が存しない限り、これをもって慰謝料請求権の発生を肯認し得る違法行為と評価することはできないものというべきであるとして、具体的事実を検討し、上記特段の事情を否定した事例。

(7) 最一判平成15年12月11日 最高HP平成12年（受）第485号 保険金請求事件

生命保険契約の保険約款が被保険者の死亡の日の翌日を死亡保険金請求権の消滅時効の起算点とする旨を定めている場合であっても、民法166条1項が、消滅時効の起算点を「権利ヲ行使スルコトヲ得ル時」と定めるのは、権利の性質上、その権利行使が現実に期待することができるようになった時から消滅時効が進行すると趣旨であること（最高裁昭和40年（行ツ）第100号同45年7月15日大法廷判決・民集24巻7号771頁参照）にかんがみると、当時の客観的状況等に照らし、その時からの権利行使が現実に期待できないような特段の事情の存する場合については、消滅時効は進行しないと解するのが相当であるとして、死亡保険金請求権の消滅時効は、行方不明となって死亡した被保険者の遺体が発見されるまでの間は進行しないとされた事例。

## 【知財】

(8) 東京高判平成15年12月11日 裁判所HP 平成15（行コ）218 裁決取消請求控訴事件（原審・東京地方裁判所平成15年（行ウ）第33号）

手続補正書に方式上の不備があったとして補正命令は、「違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為である」旨主張して、行政不服審査法に基づき補正命令の取消しを求めるとの審査請求を却下する旨の裁決の取消を求める訴えを東京地方裁判所に提起し、東京地方裁判所が控訴人の請求を棄却すると判決をしたことに対して、控訴人は、本件補正命令は「本来存在しない義務を違法、勝手に形成する行政庁の違法または不当な処分その他公権力の行使に当たる行為」に該当する、と主張するが、本件補正命令は、補正を促すものであるにとどまり、補正命令には、命令を受けた者が拘束を受け、だれもがその有効を前提にして行動しなければならないという意味での公定力はないというべきであるので、控訴人の請求を棄却した原判決は正当であるとして、本件控訴は棄却された。

(9) 東京地判平成15年11月28日 裁判所HP 平成15（ワ）17310 著作権民事訴訟事件

原告と被告との間で、インタビュー記事、音声メッセージ及び肖像写真を本件サイトに1か月に限り掲載するとの合意が成立したが、被告は1か月経過後、インタビュー記事等を本件サイトから抹消するのを怠り、さらに6か月以上にわたり掲載し続けたと認められるから債務不履行により原告に損害が生じたことが認められる。被告は、原告の損害額として被告の利益額を超えるものではない旨主張し、その利益額も最も多く見積もっても45万9654円にかならない旨主張するが、被告主張の上記金額は、本件サイトの会員が1か月に何回「先輩に聞こう」等にアクセスしても月額登録料が300円であることを前提に計算したものであるところ、損害額の算定に当たって具体的なアクセス数を問わず定額の月額登録料を基礎として算定する方法自体、採用することはできず、原告に生じた損害は、その性質上、その額を立証することが極めて困難と認められるので、裁判所は、被告の債務不履行と

相当因果関係のある原告の損害額については、民法248条を適用し、事実及び口頭弁論の全趣旨を総合し、インタビュー記事、音声メッセージ及び肖像写真分を合わせて、100万円と認定した。

【民事手続】

(10) 最二決平成15年3月14日判タ1127号118頁(平14(許)32)  
法務速報24号24番で紹介済

→  
(11) 最一判平成15年6月12日判タ1127号95頁(平13(行ヒ)274)  
法務速報26号19番・30号30番で紹介済

→  
(12) 東京地判平成15年3月18日金法1691号51頁平成14年(ワ)第21799号  
弁済禁止の保全処分が発令を受けた更生会社が振り出した手形につき、当座勘定取引契約に基づく支払担当者である銀行が手形権利者からの支払に応じたとしても、手形債権の支払としては有効であって、手形権利者がその弁済禁止の保全処分について善意であったか悪意であったかにかかわらず、銀行は、手形権利者に対し、上記支払について不当利得返還請求をすることはできない。

【公法】

(13) 最一判平成15年6月26日判タ1127号276頁(平10(行ヒ)41)  
1 固定資産課税台帳に登録された基準年度に係る賦課期日における土地の価格が同期日における当該土地の客観的な交換価値を上回る場合には、上記価格の決定は違法となる。  
2 固定資産評価基準(昭和38年自治省告示第158号。平成8年自治省告示第192号による改正前のもの)に定める市街地宅地評価法(標準宅地の価格に基づいて路線価を付設し、路線価を基礎とし、画地計算法を適用して各筆の宅地の評点数を付設するいわゆる路線価方式)のつとより、いわゆる7割評価通達(平成5年1月1日時点の地価公示価格、都道府県地価調査価格または不動産鑑定士または不動産鑑定士補による鑑定評価から求められた価格の7割程度を目途として標準宅地の価格を算定する)とした内容の通達)に基づいて平成6年度に係る賦課期日における宅地の価格が決定された場合に、その算定の基礎として評価された標準宅地の価格が同期日におけるその客観的な交換価値を上回り、上記決定に係る宅地の価格を同期日におけるその客観的な交換価値を超えるものではないと推認することができないなど判示の事情の下においては、上記決定のうち同期日における標準宅地の客観的な交換価値に基づき上記市街地宅地評価法にのっとり算定した価格を上回る部分には、同期日における適正な時価を超える違法がある。

(14) 最二判平成15年11月21日 最高HP 平成11年(行ヒ)第145号 公文書開示拒否処分取消請求事件

旧新潟県情報公開条例(平成7年新潟県条例第1号。平成10年新潟県条例第40号による改正前のもの。以下「本件条例」という。)に基づく、県東京事務所における平成7年度需用費の支出に関する一切の資料の公開請求について、

1 公務員の職務の遂行に関する情報は、公務員個人の私事に関する情報でない限り、旧新潟県情報公開条例が非公開情報として定める「個人に関する情報」に当たらない

2 法人等の従業員の職務の遂行に関する情報は、法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報に当たる場合を除き、旧新潟県情報公開条例が非公開情報として定める「個人に関する情報」に当たるとして、

同需用費に係る食糧費執行伺い、支出負担行為兼支出命令決議書、支出負担行為決議書、支出命令決議書、請求書、領収書、見積書及び立替払費用償還請求書のうち、

ア 会合及び贈答の相手方のうち国及び新潟県以外の地方公共団体の公務員であってその住所又は出身地のいずれの記載もない者の氏名及び所属・職名の部分

イ 債権者及び資金前渡職員の取引金融機関名、金融機関コード、預金種別、口座番号及び口座名義の部分

を非公開とした処分を取り消した事例。

(15) 最二判平成15年11月21日 最高HP 平成12年(行ヒ)第334号 公文書非開示決定取消請求事件

旧富山県情報公開条例(昭和61年富山県条例第51号。平成13年富山県条例第38号による全部改正前のもの。以下「本件条例」という。)に基づく、富山県立山土木事務所及び富山県魚津農地林務事務所の所属職員全員の平成6年度の出勤簿(以下「本件出勤簿」という。)等の開示請求について、

1 公務員の出勤簿に記載された職、氏名、出勤、職務専念義務の免除、欠勤等に関する情報が情報公開条例所定の非開示情報に該当しないとされた事例

2 公務員の出勤簿に記載された停職に関する情報が情報公開条例所定の非開示情報に該当するとされた事例

(16) 最一判平成15年11月27日 最高HP 平成15年(オ)第129号、平成15年(受)第141号 工作物収去土地明渡等請求事件

1 駐留軍用地について使用裁決手続が進行している間の暫定使用を認める駐留軍用地特措法の附則2項及び特措法15条が憲法29条、31条及び39条等に違反することを理由として、[1]土地暫定使用期間中の違法占有に係る損害賠償及び[2]国会議員の違法な立法行為に係る損害賠償の支払を求める事案において、特措法の規定による損失の補償は、その補償の時期、内容等の面で何ら不合理な点はないから、憲法29条に違反せず、憲法31条の法意にも反しないとした事例。

2 上記暫定使用前の土地の所有者等の通常受ける損失を補償する旨の駐留軍用地特措法の一部改正法の規定は、占有権原を喪失した後の無権原占有による損害の賠償を対象とするものであるから、那覇防衛施設局長が損失補償に関する裁決に基づいて行った供託によって土地所有者の損害賠償請求権が消滅する。

(17) 最一判平成15年12月04日 最高HP平成5年(行ツ)第50号 事業認定処分取消、特定公共事業認定処分取消請求事件

公共用地の取得に関する特別措置法(平成11年法律第160号による改正前のもの。以下「法

という。)7条の規定による特定公共事業の認定を受けた起業者は、収用委員会に対し、法20条1項の規定により緊急裁決を申し立てることができ、緊急裁決においては、損失の補償に関する事項でまだ審理を尽くしていないものがある場合においても、権利取得裁決又は明渡裁決がされ(同項)、概算見積りによる仮補償金が定められるものとされている(法21条1項)ところ、憲法29条3項は、補償の時期については何ら規定していないのであるから、補償が私人の財産の供与に先立ち又はこれと同時に履行されるべきことを保障するものではないと解すべきであり(最高裁昭和23年(レ)第829号同24年7月13日大法廷判決・刑集3巻8号1286頁)、緊急裁決の関係規定が定める補償に関する措置に不合理な点はないから、緊急裁決の制度は憲法29条3項に違反するとはいえない。

#### 【社会法】

(18) 最二判平成15年4月18日判タ1127号93頁(平11(受)805)  
法務速報25号32番で紹介済

→  
(19) 最一判平成15年12月04日 最高HP 平成13年(受)第1066号 損害賠償請求控訴, 仮執行の原状回復等を命ずる裁判の申立て, 損害賠償請求附帯控訴事件  
産前産後休業期間等を欠勤日数に含めて算出した出勤率が90%未満の場合には一切賞与を支給しないこととする就業規則の定めは無効であるとしつつも、給与規定における賞与金額の算定において、産前産後休業期間等による短縮時間分は、減額の対象となるべきこと、本件計算式は、賞与の額をその欠勤日数に応じて減額するにとどまるものであること、産前産後休業等を取得した労働者は、法律上、不就労期間に対応する賃金請求権を有していないこと、就業規則においても不就労期間は無給とされていることなどにより、賞与全額の支払義務を肯定した原審の判断には違法があるとした事例。

#### 【経済法】

(20) 最二判平成15年4月18日金法1692号45頁平成11年(受)第1519号  
法務速報25号33番で紹介済

#### 【刑事法】

(21) 最二決平成15年3月18日判タ1127号121頁(平14(あ)805)  
法務速報24号32番で紹介済

→  
(22) 最大判平成15年4月23日判タ1127号89頁(平13(あ)746)  
法務速報25号37番で紹介済

→  
(23) 最一判平成15年5月26日判タ1127号123頁(平11(あ)1164)  
1 警察官が、ホテルの責任者から料金不払いや薬物使用の疑いがある宿泊客を退去させたいとの要請を受け、客室に赴き職務質問を行った際、宿泊客が料金の不払いについてなんら納得しうる説明をせず、制服姿の警察官に気づくと一旦開けたドアを急に閉めて押さえたなどの事情の下では、警察官がドアを押し開けその敷居上辺りに足を踏み入れてドアが閉められるのを防止して阻止した措置は、適法であるとした事例。  
2 警察官が、ホテルの客室に赴き宿泊客に対して職務質問を行ったところ、宿泊客が手に注射器を持ち警察の許可を得て覚せい剤を使用しているなど不可解なことを口走るなどしたため覚せい剤事犯の疑いが飛躍的に高まったことから、客室内のテーブル上にあった財布について所持品検査を行い、ファスナーの開いていた小銭入れの部分から覚せい剤を発見したなどの判示の事情においては、所持品検査に際し警察官が暴れる全裸の宿泊客を約30分間にわたり制圧していた事実があっても、当該覚せい剤の証拠能力を肯定することができるとした事例。

(24) 最二判平成15年11月21日 最高HP平成15年(あ)第93号 自動車の保管場所の確保等に関する法律違反被告事件  
被告人が午後7時過ぎころ外出先から妻と自動車で帰宅した際、妻から、近くにも買物に行きたいのもう一度車を運転してほしいと頼まれたため、自動車を車庫に入れず、自宅前の道路上に駐車したままにしたこと、同日午後8時ころ、妻に買物に行く旨声をかけたところ、妻から今日はやめると言われたのに、自動車を車庫に入れず翌朝まで道路上に放置してしまつた事実のもとで、被告人は、妻から買物に行くのをやめると言われた時点においては、自動車を道路上に駐車させたままであることを失念していた旨を一貫して供述しているところ、自動車が駐車されている場所は自宅車庫前の路上であり、車庫のシャッターは開けられたままであったこと、被告人は日ごろは毎晩自動車を車庫に格納していたこと等の諸事情にかんがみて、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」が定める路上継続駐車等の罪の故意を否定し、無罪を言渡した事例。

(25) 最一決平成15年11月26日 最高HP 平成14年(あ)第409号 覚せい剤取締法違反, 関税法違反被告事件  
大韓民国の公判廷における関係者の供述を記載した同国の公判調書は、日本国外にいるため公判準備又は公判期日において供述することができない関係者の供述を録取したものであり、かつ、覚せい剤密輸入の謀議の内容等を証明するのに不可欠な証拠であるところ、同人の上記供述は、自らの意思で任意に供述できるよう手続的保障がされている大韓民国の法令にのっとり、同国の裁判官、検察官及び弁護人が在廷する公開の法廷において、質問に対し陳述を拒否することができる旨告げられた上でされたものであって、特に信用すべき状況の下にされたものであることが優に認められるから、刑訴法321条1項3号により本件公判調書の証拠能力が認められる。

(26) 最一決平成15年12月03日 最高HP平成14年(あ)第1658号 出入国管理及び難民認定法違反被告事件  
不法残留を理由に退去強制令書の発付を受けた者が、自費出国の許可を得て、その後同許可の際指定された出国予定時までの間、身柄を仮放免されて本邦に滞在していた場合であっても、自費出国の許可及び仮放免は、在留期間を更新したり、新たな滞在の権利を付与したりするような法的効果を伴うものではなく、被退去強制者の出国の自由を拘束するものでもないから、出国待機期間中の滞在について出入国管理及び難民認定法70条1項5号の不法残留

罪が成立する

(27) 最二判平成15年12月09日 最高HP 平成13年（あ）第899号 詐欺被告事件

甲が乙から「釜焚き」と称する儀式料名下に金員を詐取するに当たり、甲の意を受けた乙において、甲から商品を購入したように仮装して信販業者丙との間でクレジット契約を締結し、同契約に基づき商品購入代金として丙から甲に金員を交付させる方法により儀式料を支払ったときは、甲及び乙の丙に対する行為が詐欺罪を構成するかどうかにかかわらず、甲の乙に対する行為は詐欺罪を構成する。

(28) 最一判平成15年12月11日 最高HP 平成15年（あ）第520号 ストーカー行為等の規制等に関する法律違反被告事件

ストーカー規制法は、ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資するとの正当な目的を達成するため、相手方の身体、住居等の安全、住居等の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる社会的に逸脱したつきまとい等の行為を規制対象とした上で、その中でも相手方に対する法益侵害が重大で、刑罰による抑制が必要な場合に限り、相手方の処罰意思に基づき刑罰を科すこととしたものであり、これに違反した者に対する法定刑は、刑法、軽犯罪法等の関係法令と比較しても特に過酷ではないから、ストーカー行為等の規制等に関する法律2条1項、2項、13条1項は、憲法13条、21条1項に違反しない。

---

(C) Copyright (財)日弁連法務研究財団  
掲載記事の無断転載を禁じます。

---